

## マイナンバーカード利用のご案内

この度はマイナンバーカードをお受け取りいただきありがとうございます。  
す。

この書類は、マイナンバーカードの機能や利用方法等についての説明書  
です。よくお読みになってからご利用ください。

ご不明な点は26ページのお問い合わせ先にお尋ねいただくか、関連WEB  
ページをご覧ください。

荒川区戸籍住民課住民記録係



令和6年2月版

## 目次

1	カード関連手続きの受付窓口について	4
(1)	受付窓口	4
(2)	受付時間	4
(3)	各窓口で可能な手続き	5
2	マイナンバーカード	6
(1)	マイナンバーカードの券面記載事項（表）	6
(2)	マイナンバーカードの券面記載事項（裏）	6
(3)	マイナンバーカードの機能	7
(4)	4つの暗証番号	8
(5)	カードと電子証明書の有効期間	9
(6)	在留期間が変わったら	9
(7)	有効期限通知書について	9
(8)	氏名や住所が変わったら	10
(9)	区外への転出と転入について	10
(10)	カードを失くしたら	10
	一時停止の連絡をしてください	10
	カードの機能をすべて停止する廃止届をすることができます	11
	紛失・盗難にあったカードを発見したら	11
(11)	こんなときは返納してください	11
(12)	こんな場合に失効します	11
(13)	カードの再交付について	12
(14)	カードの保管方法・取扱について	13
3	公的個人認証サービスと電子証明書	14
(1)	公的個人認証サービスとは	14
(2)	署名用電子証明書とは	14
	署名用電子証明書の使い道	14
	署名用電子証明書の発行	14
	署名用電子証明書の有効期間	15
	主な記録事項	15
	暗証番号	15
	ロックがかかったら	15
	こんな場合に失効します	16
(3)	利用者証明用電子証明書とは	16

利用者証明用電子証明書の使い道 .....	16
利用者証明用電子証明書の発行.....	17
利用者証明用電子証明書の有効期間 .....	17
主な記録事項 .....	17
暗証番号 .....	17
ロックがかかったら .....	18
こんな場合に失効します .....	18
(4) 利用者クライアントソフトについて.....	18
4 その他.....	19
(1) こんなときには.....	19
[券面記載事項].....	19
[住所変更] .....	20
[電子証明書].....	20
[紛失・盗難].....	22
[その他].....	23
(2) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！ .....	24
不正な勧誘や個人情報の取得に関する情報が寄せられています。 ....	24
不審な電話などを受けたら.....	24
マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱いに関する苦情 .....	24
(3) 関連 WEB ページ .....	25
(4) お問い合わせ先.....	26
巻末資料	
マイナンバー制度の安全対策 Q&A	
チラシ「えっ！住民票がコンビニで！？」	
チラシ「マイナンバーカードとスマホで証明書を自宅へお届け」	
チラシ「マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます」	
マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ	
（日本語／英語、韓国語、中文（簡体字／繁体字））	
顔認証マイナンバーカードのご案内	
聴覚障害者専用お問い合わせ F A X 用紙	

# 1 カード関連手続きの受付窓口について

---

## (1) 受付窓口

マイナンバーカード(以下、「カード」といいます。)に関する手続きは、荒川区マイナンバーカード窓口(荒川区荒川2丁目1番5号 セントラル荒川ビル4階)、南千住区民事務所、町屋区民事務所、尾久区民事務所、日暮里区民事務所(以下、「受付窓口」といいます。)で受付けています。

また、マイナンバーカード申請支援窓口(荒川区荒川2丁目1番5号 セントラル荒川ビル6階)では、マイナンバーカード交付申請・再交付申請の受付、申請用の顔写真を無料で撮影するサービス、健康保険証利用登録の支援、公金受取口座登録の支援を行っています。

## (2) 受付時間

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

毎週水曜日は、荒川区マイナンバーカード窓口、マイナンバーカード申請支援窓口と南千住区民事務所のみ午後7時まで

毎月第2、第4日曜日は、荒川区マイナンバーカード窓口、マイナンバーカード申請支援窓口と南千住区民事務所のみ午前9時～正午。

ただし第3土曜日の翌日の第4日曜日は、国システムのメンテナンスのためカード及び電子証明書関連の手続きはできません。

(3) 各窓口で可能な手続き

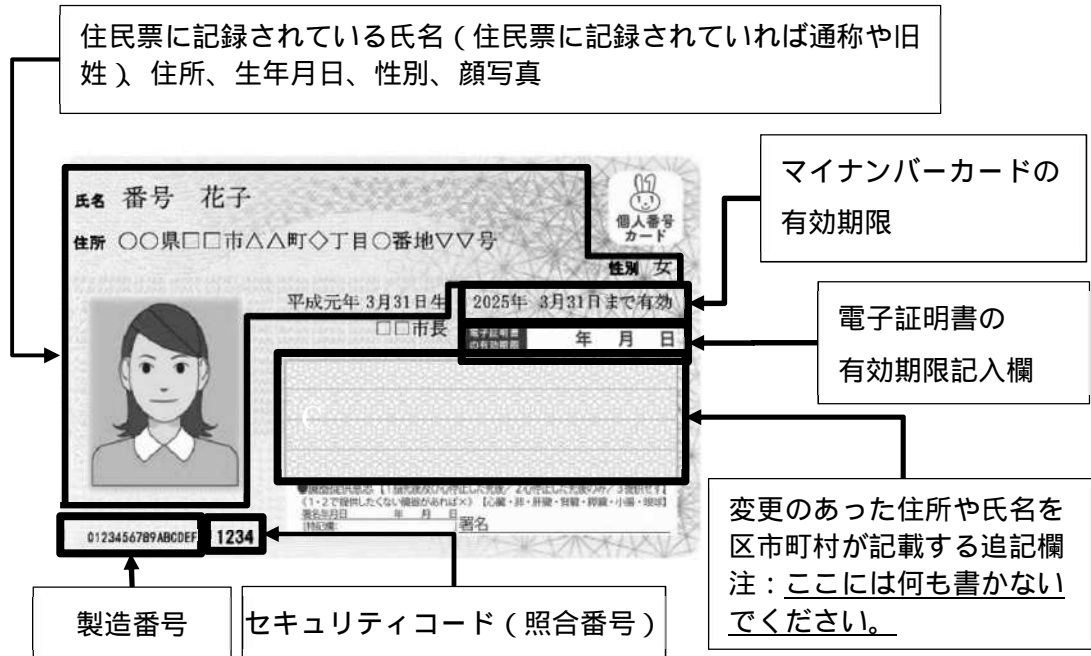
各窓口で可能な手続きは、以下の様に異なりますのでご注意ください。

手続き内容	手続き可否		
	マイナンバーカード窓口	区民事務所	マイナンバーカード申請支援窓口
申請書またはQRコード付き申請書の交付			○
カードの再交付申請			○
カード・通知カードの返納届			×
カード紛失・廃止届			2
カード一時停止解除届		1	×
暗証番号変更・再設定		1	2
継続処理、券面記載事項更新		1	×
在留期間更新に伴う有効期間変更		×	×
電子証明書の新規発行・更新		1	2
電子証明書失効届		1	×
顔認証マイナンバーカードへの切替	○	×	×

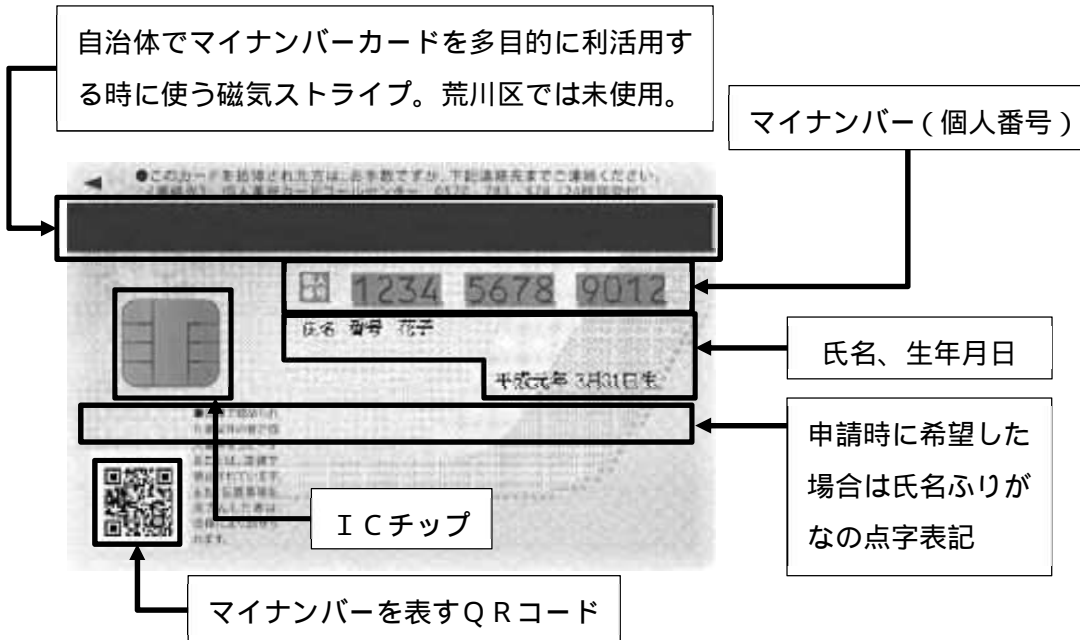
- 1 転居など、異動に伴う場合のみ受け付けることができます。
- 2 カード再交付申請または健康保険証利用登録の支援及び公金受取口座登録の支援に係る手続きのみ受け付けることができます。

## 2 マイナンバーカード

### (1) マイナンバーカードの券面記載事項(表)



### (2) マイナンバーカードの券面記載事項(裏)



### (3) マイナンバーカードの機能

- ・マイナンバーが必要な手続きで、本人確認とマイナンバーの確認を一緒に行うことができます。  
マイナンバーそのものの利用は、社会保障、税金、災害対策など、法令で定められた業務以外では禁止されています。
- ・顔写真付きの身分証明書として利用できます。
- ・電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、e-Tax（確定申告）のような大切な手続きも、どこからでも安全に行うことができます。
- ・事前に手続きを行えば、対応する病院、薬局でカードを健康保険証として利用することができます。
- ・電子証明書とスマートフォンを使って、インターネットから住民票・課税（非課税）証明書・納税証明書を郵送請求することができます。
- ・マイナポータルからオンラインで転出届を提出することができます。転出届を提出した後は、転入先市区町村の窓口での転入届が必要です。
- ・カードをお持ちの方がいる世帯が区外へ転出するときは、紙製の転出証明書を使わない「特例転入」の手続きを行っていただくこととなります。
- ・カードは、コンピュータシステムや製品のセキュリティ機能の評価を行うための基準であるCC（Common Criteria）の国際標準認証を取得しています。
- ・ICチップ部分には、券面事項や電子証明書が記録されます。税や年金などの個人情報には記録されません。
- ・暗証番号は、既定の回数間違えると機能がロックされます。
- ・暗証番号の設定や管理に不安がある方は、「顔認証マイナンバーカード」に切り替えることができます。
- ・紛失・盗難の場合は、コールセンター（0120-95-0178）に電話していただければ24時間365日体制で機能を一時停止することができます。

#### (4) 4つの暗証番号

カード交付時には下表のと の2つの暗証番号を設定していただきます。署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書の搭載を希望する方は、加えて または の暗証番号の入力が必要です。

これらの暗証番号は、カードのICチップに保存された住所等の更新、電子証明書の発行や更新の際に入力していただきます。大事な手続きに使う暗証番号ですので、みだりに他人に教えないでください。

荒川区でカードの交付を受けた方に控えとしてお渡ししている「個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票」は、お客様ご自身で記入して大切に保管してください。

署名用電子証明書暗証番号	6桁から16桁の英大文字と数字。 署名用電子証明書については「3(2)署名用電子証明書とは」(14ページ)をご覧ください。
利用者証明用電子証明書暗証番号	4桁の数字。 利用者証明用電子証明書について詳しくは「3(3)利用者証明用電子証明書とは」(16ページ)をご覧ください。
住民基本台帳用暗証番号	4桁の数字。 氏名変更、住所異動等に伴ってICチップの記録事項を更新する際に入力していただきます。
券面事項入力補助用暗証番号	4桁の数字。 窓口やWEBページで、カードの券面に記載された情報を文字データとして相手方に提供する際に使用するものです。

～ は共通の番号で登録することができます。

～ の暗証番号は、3回連続して間違えるとロックがかかります。誤入力の回数はロックが解除されるか正しい暗証番号を入力されるまでクリアされません。



#### (5) カードと電子証明書の有効期間

カード発行日 時点の年齢	有効期間	
	カード	署名用電子証明書 利用者証明用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日
18歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日

カード発行日から数えます。交付（受取）時からではありません。

原則として、署名用電子証明書は15歳未満の方及び成年被後見人には搭載されません。

在留期間に定めのある外国人の方のカードの有効期間は、在留期間までです。

#### (6) 在留期間が変わったら

在留期間が変わって新しい在留カードを受け取ってから2営業日以後に、荒川区マイナンバーカード窓口でカードの有効期間を新しい在留期間に変更することができます。カードの有効期間の満了日までに新しい在留カードの交付が間に合わない場合、在留期間の変更を申請中であることを確認できれば、特例によりカードの有効期間を2か月延長することができます。

なお、在留期間が短くなったことにより、カードがその時点で失効する場合がありますのでご注意ください。

カードの有効期間変更手続きは、必ず有効期間の満了日より前に行ってください。有効期間の満了日を過ぎてしまうと、カードは失効し、有効期間を変更することはできなくなります。この場合、再交付手数料は有料です。

有効期間を変更できる場合でも、「(5)カードと電子証明書の有効期間」が適用された場合の期限を超えることはできません。

電子証明書の有効期間も変更する場合は荒川区マイナンバーカード窓口で電子証明書の更新手続きを行ってください。

#### (7) 有効期限通知書について

カードや電子証明書は既定の有効期限で失効します。引き続き利用するには更新手続きを行ってください。

更新手続きは、カードや電子証明書の有効期限の3か月前から行うことができます。更新対象者には、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限通知書が封書で送付されます。なお、有効期限通知書は、在留期

間に定めのある外国人の方には通知されません。

#### (8) 氏名や住所が変わったら

氏名・住所等の変更を伴う戸籍の届出や荒川区内の住所変更等の届出を行ったら、受付窓口で券面記載事項変更手続きをしてください。

受付窓口では、追記欄に変更内容を追記するとともにICチップ内の記録事項を更新するため「住民基本台帳用暗証番号」(数字4桁)を入力していただきます。

なお、氏名・住所等が変わると署名用電子証明書が自動的に失効します。署名用電子証明書の発行を希望する場合は荒川区マイナンバーカード窓口で電子証明書の発行手続きを行ってください。

#### (9) 区外への転出と転入について

区外(国内に限ります)へ転出する方のうち、カードをお持ちの方がいる場合の転出届は、紙の転出証明書の代わりに転出予定地へ転出証明書情報を送る「特例転出届」になります。

その後に行う転入届は、「住民基本台帳用暗証番号」(数字4桁)を入力して転出証明書情報を読み込む「特例転入届」になります。

カードは、自治体が変わっても「継続利用手続き」をすれば引き続き利用することができます。ただし、継続利用手続きができるのは、次の条件をすべて満たす場合に限りませるのでご注意ください。

- ・実際に住み始めてから14日以内に転入届を行うこと
- ・転出予定日から30日以内に転入届を行うこと
- ・転入届をしてから90日以内に継続利用手続きを行うこと

#### (10) カードを失くしたら

一時停止の連絡をしてください

カードを外出先で紛失したり盗難にあたりした場合は、カードの機能を一時停止するため、直ちに「(総務省)マイナンバー総合フリーダイヤル」0120-95-0178(その他の連絡先は26ページ)へご連絡ください。カードが一時停止状態になると、カード及び格納されている電子証明書は一時的に使えなくなります。

その後、警察へ紛失または盗難にあった旨を届け出てください。

カードの機能をすべて停止する廃止届をすることができます

廃止届をするとカードが廃止され、カードのすべての機能を停止することができます。カードが廃止になると、カードの一時停止を解除することはできなくなります。

紛失・盗難にあったカードを発見したら

紛失・盗難にあったカードを発見したら、一時停止を解除しますので、カードと本人確認書類を持参して、受付窓口でカードの一時停止解除の手続きをしてください。本人確認書類について詳しくはお問い合わせください。

カードの廃止届をしている場合や新しいカードの再交付を受けている場合は、発見したカードを使うことはできませんので、受付窓口でカードを返納してください。

#### (11) こんなときは返納してください

以下の場合、受付窓口へカードを返納してください。

- ・カードが不要になったとき
- ・新しいカードを受け取るとき(紛失・盗難等による再交付の場合は除く)
- ・紛失したカードを発見したとき
- ・国外へ転出するとき

国外転出によりカードを返納した場合、カードには国外への転出により返納をした旨の記載を行い、カードはお返しします。カードは返納により失効しますがマイナンバー(個人番号)を把握する手段として大切に保管してください。

#### (12) こんな場合に失効します

カードは、有効期間内のものであっても、下記の項目に該当する場合は失効します。失効したカードを回復することはできません。

失効の理由によってはカードを再交付する際に手数料がかかることがありますので予めご注意ください。

- ・区外からの転入届を「住み始めた日」から14日経ってから行った場合  
「住み始めた日」とは、転入届出日ではなく、実際に生活を始めた日であって届出書に記載する異動日のことです。
- ・転出予定日から30日を経過して転入手続きを行った場合
- ・区外からの転入届をした後、90日以内にカードの継続利用手続きをしなかった場合

- ・ 国外転出の届出を行った場合
- ・ 個人番号の変更申請を行った場合
- ・ 住民票コードの変更申請を行った場合
- ・ 死亡、実態調査等で住民票が消除された場合
- ・ 住民基本台帳の適用を受けなくなった場合

### (13) カードの再交付について

カードの再交付申請は、窓口で行う方法とオンラインで行う方法があります。いずれの場合でも、受付窓口またはマイナンバーカード申請支援窓口で再交付申請手続きをしてください。

マイナンバーカード申請支援窓口では申請用の写真を無料で撮影するサービスを行っています。受付窓口で申請する場合は、顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)をご持参ください。

紛失、盗難といった理由でカードの再交付申請をする場合は、警察署で発行された紛失等の受理番号の控えを受付窓口を持参してください。

交付準備ができるまで、申請から1か月から2か月程度かかります。ただし申請受付の状況により、さらに多くの期間を要する場合があります。

下表のように再交付の理由によっては手数料が発生します。これら以外の理由についてはお問い合わせください。なお、手数料は、新しいカードを交付する際に徴収いたします。

再交付の理由による手数料

再交付の理由	再交付手数料
紛失、ICチップ破損、汚損、有効期間切れ (在留期間に定めのある外国人のみ)、継続未処理、継続不可、自己都合による再交付(写真変更等)	カードと電子証明書 1,000円 カードのみ 800円
盗難、国外転出による廃止、券面満了、更新 (日本人及び在留期間に定めのない外国人の有効期間切れ)、性別変更	無料

券面満了、更新及び性別変更による再交付で無料となる場合でも、以前のカードを返納できない場合は有料になります。

#### (14) カードの保管方法・取扱について

カードには精密なICチップが搭載されています。下記のようにお取扱には十分ご注意ください。

- ・カードを折り曲げたり、ゆがめたりしないでください。
- ・カードに強い衝撃を加えないでください。
- ・カードを濡らしたり、高温にさらしたりしないでください。
- ・カードをテレビ、スピーカー等の強い磁気にさらさないでください。
- ・カードが擦れ合うような状況で保管しないでください。
- ・カードを静電気が発生するような場所に保管しないでください。

## 3 公的個人認証サービスと電子証明書

---

### (1) 公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスとは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に基づく、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関するサービスです。

公的個人認証サービスのご利用にあたっては、「4 (3)関連 WEB ページ」(25 ページ)に記載している「公的個人認証サービスポータルサイト」内の「公的個人認証サービス利用者規約(個人番号カード)」、「署名用認証局運用規定」および「利用者証明用認証局運用規定」をご覧ください。

虚偽の申請によって不実の署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書を発行させた者は、5年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

### (2) 署名用電子証明書とは

署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明するために利用するもので、電子申請や電子届出をする際にデータの改ざんや成りすましを防止することができます。

署名用電子証明書を使った電子署名は、署名又は押印に相当する法的効果が認められうるものです。原則として成年被後見人及び15歳未満の方には発行されません。

#### 署名用電子証明書の使い道

主に e-Tax(確定申告)等の電子申請・電子届出に使用します。

e-Tax 利用の詳細については、国税庁または税務署にお問い合わせください。

#### 署名用電子証明書の発行

有効期間内のカードをお持ちで、荒川区に住民登録のある15歳以上の方は、荒川区マイナンバーカード窓口で署名用電子証明書の発行申請をすることができます。発行手続きの際には、住民基本台帳用暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。発行手数料は当分の間は無料です。

### 署名用電子証明書の有効期間

署名用電子証明書を新規発行した場合（署名用電子証明書が住所変更等で失効したあとに再度署名用電子証明書を発行する場合を含む）の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

更新手続きをすると、有効期間が5年間延長します。

ただし、カード自体の有効期間または利用者証明用電子証明書の有効期間を超えることはありません。

### 主な記録事項

- ・署名用電子証明書の発行の番号
- ・発行年月日
- ・有効期間の満了する日
- ・署名利用者検証符号
- ・氏名、住所、生年月日、性別
- ・電子証明書を発行した者の名称（地方公共団体情報システム機構）

### 暗証番号

署名用電子証明書の暗証番号は6桁以上16桁以下の英大文字及び数字です。

暗証番号の入力を5回連続して間違うと、署名用電子証明書がロック状態となり一時的に使用できなくなります。誤入力の回数はロックが解除されるか正しい暗証番号を入力するまでクリアされません。

### ロックがかかったら

署名用電子証明書にロックがかかったらカードの他にもう1点、免許証や保険証等のご本人確認書類を持参して、荒川区マイナンバーカード窓口でロック解除の手続きを行ってください。

また、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取って本人確認を行い、その後対応するコンビニで署名用電子証明書のロック解除を行うことができます。詳しくは、次のWEBページをご覧ください。

（地方公共団体情報システム機構）署名用パスワードをコンビニで初期化  
<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html>



こんな場合に失効します

- ・住民票に記録された旧姓を含む氏名、通称、住所、生年月日、性別に変更があったときに自動的に失効します。
- ・署名用電子証明書は、既定の有効期間が来た場合に失効します。
- ・署名用電子証明書は、カードの失効に伴って失効します。

### (3) 利用者証明用電子証明書とは

利用者証明用電子証明書は、様々なサービスへのログインの際に、利用者本人であることを証明することができる仕組みです。

利用者証明用電子証明書の使い道

#### (ア) マイナポータルでのログイン手段として

内閣府が運営するマイナポータルでは、行政機関からのお知らせを受信したり、行政機関が保有する情報を確認したりできます。

利用者証明用電子証明書の新規発行、失効後の再発行、有効期間内の更新、カードの一時停止解除を行った場合、マイナポータルへのログインができるようになるのは各手続きの2日後からです。

#### (イ) コンビニ交付での本人確認手段として

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニで「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」を取得できます。

令和3年4月からは、コンビニでの「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の交付手数料が窓口よりお得な200円になりました。

詳しくは、下記のWEBページ「コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスのご案内」をご覧ください。

(荒川区) コンビニエンスストアでの証明書自動 交付サービスのご案内 <a href="https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a010/todokede/shoumeisho/combinienise-shoumei.html">https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a010/todokede/shoumeisho/combinienise-shoumei.html</a>
--



#### (ウ) 保険証としての利用の際に

マイナポータルでの事前手続きを行うことで、対応するカードリーダーを備える病院や薬局でカードを保険証として利用できます。

カードを保険証として利用するためには、マイナポータル、セブン銀行 ATM または病院の専用カードリーダーで事前手続きが必要



です。実際に利用する際には、カードに有効な利用者証明用電子証明書が格納されていて、病院、薬局が専用のカードリーダーを備えている必要があります。ただし、事前手続きは利用者証明用電子証明書の有効期間が5日以内である場合には行うことはできません。カードを保険証として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方は、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認を機器による顔認証または目視による顔確認に限定し、暗証番号の設定を不要にした顔認証マイナンバーカードへ切り替えることができます。顔認証マイナンバーカードへ切り替えるには、荒川区マイナンバーカード窓口で手続きしてください。

#### 利用者証明用電子証明書の発行

有効期間内のカードをお持ちで、荒川区に住民登録のある方は、荒川区マイナンバーカード窓口で利用者証明用電子証明書の発行申請をすることができます。発行手続きの際には、住民基本台帳用暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。発行手数料は当分の間は無料です。

#### 利用者証明用電子証明書の有効期間

利用者証明用電子証明書を新規発行した場合の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

更新手続きをすると有効期間が5年間延長します。ただし、カード自体の有効期間を超えることはありません。

#### 主な記録事項

- ・利用者証明用電子証明書の発行の番号
- ・発行年月日
- ・有効期間の満了する日
- ・利用者証明用利用者検証符号
- ・電子証明書を発行したものの名称(地方公共団体情報システム機構)

#### 暗証番号

利用者証明用電子証明書の暗証番号は、4桁の数字です。利用者証明用電子証明書の暗証番号は、住民基本台帳用暗証番号及び券面事項入力補助用暗証番号と共通にすることもできます。

暗証番号の入力を3回連続して間違うと、利用者証明用電子証明書がロック状態となり一時的に使用できなくなります。誤入力の回数はロ

クが解除されるか正しい暗証番号を入力するまでクリアされません。

ロックがかかったら

利用者証明用電子証明書にロックがかかったらカードの他に免許証や保険証等のご本人確認書類をもう1点持参して、荒川区マイナンバーカード窓口でロック解除の手続きを行ってください。

こんな場合に失効します

- ・利用者証明用電子証明書は、既定の有効期間で失効します。
  - ・利用者証明用電子証明書は、カードの失効に伴って失効します。
- 利用者証明用電子証明書は、住所異動等に伴って失効することはありません

#### (4) 利用者クライアントソフトについて

利用者クライアントソフトは公的個人認証サービスを利用した電子申請を行うときに、カードに搭載された電子証明書を使用して署名を付与するための専用ソフトウェアです。お使いの環境に合わせて利用者クライアントソフトをインストールしてください(Android版、iOS版では、「JPKI利用者ソフト」をインストールしてください。このアプリはインストールが完了するとJPKIMobileという名前になります。以下、JPKIMobileも含めて「利用者クライアントソフト」といいます。)

利用者クライアントソフトでは主に次のことが行えます。

- ・電子証明書の有効期間確認  
「更新通知機能」をオンにすると、電子証明書の有効期間が迫っている場合、ログイン時(JPKIMobileではJPKIMobileアプリの起動時)に通知が出るようになります。
- ・電子証明書の有効性確認
- ・電子証明書の失効
- ・暗証番号の変更(ロック解除、再設定はできません)

利用者クライアントソフトのダウンロードや利用方法については、次のWEBページをご覧ください。

(地方公共団体情報システム機構) JPKI 利用者  
ソフトのダウンロード  
<https://www.jpki.go.jp/download/index.html>



## 4 その他

(1) こんなときには

[券面記載事項]

**「電子証明書の有効期限」欄はだれが記入するのですか？**



カード券面にある「電子証明書の有効期限」欄は、基本的にはお客様ご自身で記入していただきますが、要望により交付時に職員が記入させていただきますこともあります。電子証明書の有効期限をご自身で把握していただくための欄ですので、必ずご記入ください。

和暦でも西暦でも構いませんが細い油性ペンの使用をお勧めします。もし記載を誤ってしまったらインクが乾いた後に消しゴムでこすると消すことができます。その際、青い追記欄は色が落ちてしまいますのでこすらないようにしてください。また、裏面にはICチップがありますので力を加えすぎないようにしてください。

**写真を変えることはできますか？**

できます。しかし、カード自体を作り直すことになるので、1か月から2か月ほどお時間がかかります。写真変更の理由によっては手数料がかかることがあります。詳しくは「2 (13)カードの再交付について」(12ページ)をご覧ください。

**カードに旧氏(旧姓)を載せたい。**

まず、戸籍住民課住民記録係(区役所1階5番窓口)で住民票に旧氏を載せる手続きをしていただきます。その後、カードの追記欄に旧氏を追記いたしません。追記欄ではなく、あらかじめ印字されたカードをご希望の場合は、「2 (13)カードの再交付について」(12ページ)をご覧ください。この場合、手数料は有料です。

**追記欄がいっぱいになった。**

住所変更などにより追記欄に余白がなくなった場合は、無料で再交付申請をすることができます。カード自体を作り直すことになるので、1か月から2か月ほどお時間がかかります。顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)をご用意のうえ受付窓口へお越しください。追記欄に余白のないカードは新しいカー

ドを交付するときに返納していただきます。

## [住所変更]

### 区内で住所変更します(しました)。どうすればいいですか？

転居、転入等の住所異動届の際にカードをお持ちいただければ、住所異動届と一緒に、カードに新しい住所を記載する手続きを行うことができます。

なお、カードに搭載されている署名用電子証明書は、住所変更に伴い自動的に失効します。引き続き署名用電子証明書をご利用になる場合は、荒川区マイナンバーカード窓口で署名用電子証明書の発行手続きをしてください。

### 区外へ引っ越す時にはどうすればいいですか？

区外へ転出する際は、カードをご持参のうえ荒川区の窓口に転出手続きをしてください。カードをお持ちの方は、転出証明書を使わない「特例転出」の手続きをいたします。

その後、転入する自治体でカードを使用した「特例転入」の手続きを行っていただきます。その際、4桁の数字の住民基本台帳用暗証番号を入力していただきます。

特例転入をした場合でも、継続利用手続きをしないとカードが失効する場合があります。詳しくは、「2 (1 2)こんな場合に失効します」(11 ページ)をご覧ください。

### 海外へ転出する時はどうすればいいですか？

カードは、国外へ転出する際に返納手続きが必要です。受付窓口に転出届を提出する際に、カードをお持ちください。詳しくは、「2 (1 1)こんなときは返納してください」(11 ページ)をご覧ください。



## [電子証明書]

### 電子証明書は必ず搭載しなければならないものですか？

カードへの電子証明書の搭載は任意です。必ず搭載しなければならないものではありません。

### 暗証番号が分かりません。

再設定の手続きすることができます。原則としてご本人がカードの他にもう一点(免許証や保険証、年金手帳など)をお持ちになって、荒川区マイナン

バーカード窓口へお越しください。

### **電子証明書はいつから使えますか？**

カードの交付や電子証明書の発行・更新を行ってから e-Tax(確定申告)等の各サービスを利用できるようになる時期は、電子証明書を使用するサービスによって異なります。一般的には、電子証明書の発行・更新またはカード交付の1営業日後から使用可能です。

### **暗証番号を何度か間違えてロックがかかってしまいました。**

ロック解除の手続きをすることができます。カードの他にもう一点(免許証や保険証、年金手帳など)をお持ちになって、荒川区マイナンバーカード窓口へお越しください。

### **電子証明書を新規に発行してもらいたい。**

カードをご持参のうえ、荒川区マイナンバーカード窓口へお越しください。発行手続きの際には、住民基本台帳用暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。当分の間、電子証明書の発行手数料は無料です。

### **カード申請時には15歳未満でしたが、いまは15歳以上です。署名用電子証明書を発行してもらえますか？**

電子証明書を発行する時点で15歳以上であれば署名用電子証明書を発行することができます。

### **電子証明書の有効期限はどこを見ればわかりますか？**

カードの読み込みに対応するカードリーダーまたはスマートフォン及び利用者クライアントソフト(18ページ)が動作する環境があれば、利用者クライアントソフトで確認することができます。

### **電子証明書またはカードの有効期限が近付いたらどうすればいいですか？**

電子証明書またはカードいずれかの有効期限が近付くと地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が送付されます。

電子証明書の更新手続きは、荒川区マイナンバーカード窓口で受け付けています。送付された通知書とカード(暗証番号が不明な場合は運転免許証や保険証などもう1点)を持参してください。

カードを更新するには、有効期限通知書に記載の方法(WEB、証明写真機、郵送)で申請してください。

## [紛失・盗難]

### 紛失・盗難にあった場合はどうすればいいですか？

自宅で紛失した場合は、

(デジタル庁)マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡してカードの一時利用停止をしてください。

見つからない場合は、受付窓口で廃止の手続きを行ってください。



外出先で紛失・盗難にあった場合は、

(デジタル庁)マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡してカードの一時利用停止をしてください。

警察に遺失物等の届出をしてください。

見つからなかった場合は警察から出される遺失届等の受理番号の控えを持参して受付窓口で廃止の手続きを行ってください。

災害の場合は、

消防署等に罹災届出をしてください。

罹災証明書を受付窓口へ持参して廃止または返納の手続きを行ってください。

### 紛失・盗難後の再発行はどうすればいいですか？

顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)と、外出先で紛失・盗難にあった場合は遺失届等の受理番号の控え(自宅で紛失の場合は不要)を持って、受付窓口またはマイナンバーカード申請支援窓口で再交付申請をしてください。マイナンバーカード申請支援窓口では申請用の顔写真を撮影するサービスも行っています。詳しくは「2 (13)カードの再交付について」(12ページ)をご覧ください。

### 紛失・盗難にあったカードが見つかったらどうすればいいですか？

紛失・盗難にあったカードが見つかった場合は、受付窓口で一時停止解除の手続きをすれば利用を再開することができます。見つかったカードの他に、本人確認書類をもう一点(免許証や保険証等)お持ちください。

ただし、廃止届を提出した場合や新しいカードを再交付した場合は、以前のカードを利用することはできません。

[その他]

**亡くなった方のカードは返納すべきですか？**

カードやマイナンバーの通知カードは、持ち主の方が亡くなられたとしても返納していただく必要はありません。

相続などの手続で亡くなられた方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、カードや通知カードは、諸手続が済むまで保管しておいてください。手続終了後、返納を希望される場合は返納することもできます。

## (2) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

不正な勧誘や個人情報の取得に関する情報が寄せられています。

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられています。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

マイナンバーの利用範囲は、法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続では、原則、顔写真付きの本人確認書類などで本人確認を徹底することになっています。

マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)や消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や個人情報保護委員会のマイナンバー苦情あっせん相談窓口をご利用ください。

不審な電話などを受けたら

消費者ホットライン 188(いやや!)

原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

警察 相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

#9110は、原則、平日の午前8時30分～午後5時15分(各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は留守番電話で対応)

マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱に関する苦情

個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03-6457-9585

土日祝日及び年末年始を除く 午前9時30分～午後5時30分



### (3) 関連 WEB ページ

<p><b>(デジタル庁) マイナポータル</b> <a href="https://myna.go.jp/">https://myna.go.jp/</a></p>	
<p><b>(総務省) マイナンバー制度とマイナンバーカード</b> <a href="https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/">https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/</a></p>	
<p><b>(地方公共団体情報システム機構) マイナンバーカード総合サイト</b> <a href="https://www.kojinbango-card.go.jp/">https://www.kojinbango-card.go.jp/</a></p>	
<p><b>(内閣府) マイナンバーカードとは</b> <a href="https://www.cao.go.jp/bangouseido/card/index.html">https://www.cao.go.jp/bangouseido/card/index.html</a></p>	
<p><b>(地方公共団体情報システム機構) 公的個人認証サービスポータルサイト</b> カードに対応するカードリーダーやスマートフォンのリストはこちらです。 <a href="https://www.jpki.go.jp/">https://www.jpki.go.jp/</a></p>	
<p><b>荒川区公式ホームページ</b> コンビニ交付や受付窓口のご案内はこちらです。 <a href="https://www.city.arakawa.tokyo.jp/">https://www.city.arakawa.tokyo.jp/</a></p>	

#### (4) お問い合わせ先

##### (デジタル庁) マイナンバー総合フリーダイヤル

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「マイナンバーカード」に関すること。その他マイナンバー制度に関するお問い合わせ。</li> <li>・盗難・紛失等によるカードの一時利用停止</li> </ul>	0120-95-0178
外国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)対応	マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26
	紛失・盗難によるカードの一時利用停止 0120-0178-27
聴覚障がい者用お問い合わせFAX番号 (巻末の様式を使ってお問い合わせください)	0120-601-785

平日 午前9時30分～午後8時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

カードの盗難・紛失による一時利用停止は24時間365日受け付けています。

##### (デジタル庁) マイナンバーカードコールセンター(ナビダイヤル)

盗難・紛失等によるカードの一時利用停止	0570-783-578
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応	0570-064-738

全日午前8時半～午後8時(年末年始 12月29日～1月3日を除く)

ナビダイヤルは通話料がかかります。

ナビダイヤルに繋がらない場合は050-3818-1250におかけください。

カードの盗難・紛失による一時利用停止は24時間365日受け付けています。

##### 荒川区マイナンバーコールセンター

交付予約、カードの再交付・電子証明書の発行・更新手続き等の窓口ご案内 日本語、英語、中国語、韓国語対応	0120-01-1712
--	--------------

年末年始を除く午前8時30分から午後6時

## マイナンバー制度の安全対策Q & A

Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れてしまうのですか？

A. 個人情報は一元管理しないので、芋づる式に漏えいすることはありません。

✓ それぞれの機関で持つ個人情報を従来どおり分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防ぎます。

Q. 個人のマイナンバーを集めて、悪用されることはありませんか？

A. マイナンバーの利用範囲などは法令で厳しく制限されています。

✓ 法令で定められた範囲を超えて収集や保管を行うと、刑事罰を科せられる場合があります。

Q. マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害に合うのではないのですか？

A. マイナンバーの手続では本人確認を必ず行い、なりすましを防ぎます。

✓ マイナンバーを使った手続では、申請者のマイナンバー確認と身分証等による身元確認が義務付けられています。

Q. マイナンバーのシステムでは、どのような安全対策をとっていますか？

A. システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。

✓ 不正なアクセスが行われないよう、第三者機関（個人情報保護委員会）が監視・監督しています。

Q. マイナンバーカードを失くしたら、ICチップの情報を盗まれてませんか？

A. ICチップには税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

✓ ICチップに記録されるのは、住所、氏名等の情報のみで、ICチップの利用には暗証番号も必要です。

Q. マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になることはありませんか？

A. マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。

✓ マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。

# えっ! 住民票が コンビニで!?



個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、  
全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

ご利用には、個人番号カードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。

## サービスが利用できる店舗

セブンイレブン      ローソン  
ファミリーマート      ミニストップ  
イオンリテール      コミュニティストア

(マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。)

## 取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書

## ご利用可能時間

6:30～23:00

(12月29日～1月3日を除く)  
(各店舗の営業時間内に限ります)

ご利用にあたっては、個人番号カード  
(または住基カード)が必要となります。

## コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは **コンビニ交付**

検索 🔍

または、右記のQRコードよりサイトにアクセス  
してください。 <https://www.lg-waps.jp>

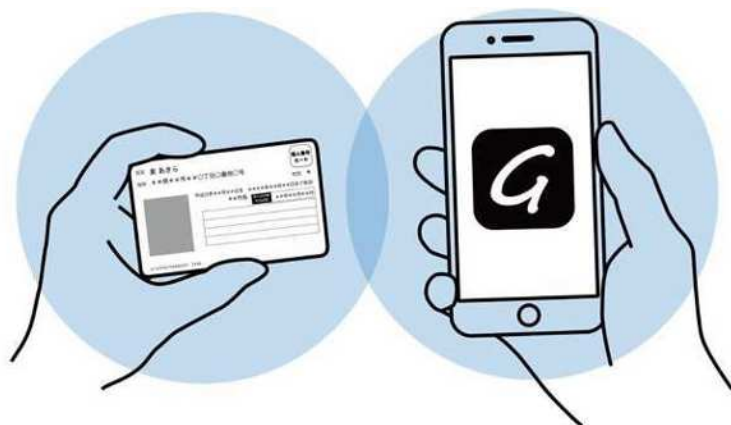


コンビニ交付及び  
個人番号カードに関する  
お問い合わせ先は

荒川区マイナンバーコールセンター 0120 (01) 1712  
荒川区戸籍住民課 (コンビニ交付) 03 (3802) 3111

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。





## マイナンバーカードとスマホで 証明書を自宅へお届け

かんたん、べんり、スマホで完結！ 証明書オンライン申請！

※ 申請できるのは、荒川区の証明書のみです。他の自治体の証明書は申請できません。



今すぐスキャン！



### 申請できる証明書

- ・ 住民票の写し
  - ・ 特別区民税・都民税課税(非課税)証明書
  - ・ 特別区民税・都民税納税証明書
  - ・ 軽自動車税(種別割)納税証明書
- その他随時追加予定

専用アプリを  
ダウンロードしたら  
簡単3ステップ



申請内容の入力



マイナンバーカード  
読み取り



クレジットカードで  
決済情報の入力

申請完了!

荒川区

詳しくは、区ホームページをご覧ください。

[https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a012/todokede/shoumeisho/smart\\_manyuaru.html](https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a012/todokede/shoumeisho/smart_manyuaru.html)

荒川区 スマート申請

検索





# マイナポータルからオンラインで 転出届を提出できます

転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。  
このサービスを利用する方は、転出にあたり荒川区への来庁が原則不要となります。  
電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

マイナポータルを通じての転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です(転入手続きの際に、届出書を記入する必要はありません。)  
制度の詳細はデジタル庁ウェブサイト(下)をご覧ください。

## デジタル庁ウェブサイト

[https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service/](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/)



## 問合せ

### サービス内容に関すること

戸籍住民課住民記録係 内線 2 3 6 2

### マイナンバーカード及び署名用電子証明書に関すること

戸籍住民課個人番号カード担当 内線 3 7 3 7

### マイナポータルの内容や操作方法に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル 0 1 2 0 ( 9 5 ) 0 1 7 8



To Foreign Residents Holding Individual Number Cards

まいなんばーかーどをもちの外国人住民のみなさまへ



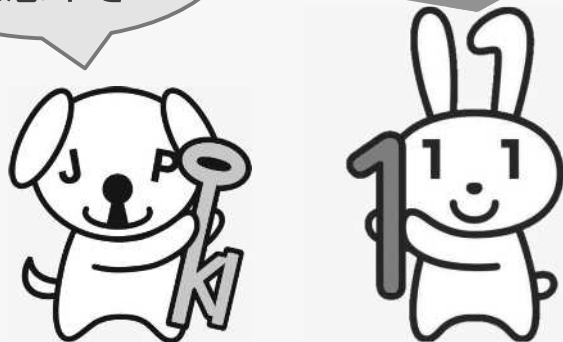
If you have extended your period of stay...  
An update to the information printed on  
your Individual Number Card is required.

在留期間の延長を行った場合...

マイナンバーカードの  
券面記載事項の変更が  
必要です

Be careful!

ご注意ください!



In the event your period of stay is updated, this information will not automatically be reflected on your Individual Number Card. Please bring your card to your local municipal office for processing. If there are changes to information on your card such as your name or address, please bring it to your local municipal office within 14 days.

**[To those who will apply]**  
For those who are expecting to update their residence status or period of stay soon, please apply for your Individual Number Card after the change has been made.

在留期間の更新許可等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。マイナンバーカードを既にお持ちの方はお住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。  
なお、「住所」や在留カード上の「氏名」などを変更した場合も、14日以内に市区町村の窓口でマイナンバーに係る手続を行ってください。  
これからマイナンバーカードを申請する方  
在留期間の更新又は在留資格の変更許可申請を近々予定されている方は、マイナンバーカードの申請は、その結果後(在留できる満了日の変更後)に行ってください。

★My Number Call Center (Toll-free)

マイナンバー総合フリーダイヤル(通話料無料)

(English, Chinese, Korean, Spanish, and Portuguese available)

**[Operating Hours]** Weekdays 9:30-20:00, Weekends and National Holidays 9:30-17:30 (excluding year-end and New Year holidays)

※Individual Number Card suspension due to loss or theft is available 24 hours a day, 365 days a year

【受付時間】平日9:30~20:00、土日祝日9:30~17:30(年末年始を除く。)

※マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応

■ For inquiries regarding the Individual Number Card (including suspension due to loss or theft)

マイナンバーカード(盗難・紛失による一時停止を含む)のお問合せは

0120-0178-27

★My Number System Homepage

マイナンバー制度に関するホームページ

■ For inquiries regarding the My Number System

マイナンバー制度のお問合せは

0120-0178-26

QR code for the mobile site →

モバイル版QRコードはこちら →



Available in 26 languages including English, Chinese, and Korean

英語、中国語、韓国語のほか、計26か国語で案内しています

WEB

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

마이넘버카드를 소지하신  
외국인 주민 여러분께



유의하세요!

체류기간을 연장 신청한 경우...  
마이넘버카드의  
기재사항 내용 변경이 필요합니다.

(※)플라스틱 소재 IC 카드로, 사진이 부착된 것입니다.

마이넘버카드의 유효기간이 만료되기 전에 시구정촌의 민원창구에서 연장신청을 하지 않으면 카드의 효력을 잃게 됩니다.



마이넘버카드(회말제, 플라스틱 소재 IC 카드, 사진 부착, 유효기간 있음)

체류기간의 갱신허가 등으로 체류 가능한 만료일이 변경된 경우, 그 정보는 마이넘버카드에 자동으로 반영되지 않습니다. 마이넘버카드를 이미 소지하고 계신 분은 거주하시는 시구정촌의 민원창구에서 연장 신청하시기 바랍니다.

<주소>나 재류카드상의 <성명> 등을 변경한 경우에도 14일 이내에 시구정촌의 민원창구에서 마이넘버카드에 관련된 절차를 밟으시기 바랍니다.

【앞으로 마이넘버카드를 신청하실 분】

가까운 시일 내에 체류기간의 변경 또는 체류자격의 변경허가신청을 계획하고 있는 분은 그 결과가 나온 후(체류 가능한 만기일 변경 후)에 마이넘버카드를 신청하시기 바랍니다.

문의사항은 여기로

★마이넘버 종합상담창구 (통화료 무료)

(영어·중국어·한국어·스페인어·포르투갈어 대응)

■ 마이넘버카드(도난·분실로 인한 일시정지 포함)에 관한 문의

0120-0178-27

■ 마이넘버제도에 관한 문의

0120-0178-26

★마이넘버제도에 관한 홈페이지

WEB 사이트

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

모바일 버전 QR 코드는 여기 →

영어, 중국어, 한국어 외에, 총 26개 국어로 안내하고 있습니다.



# 致各位持有个人编号卡的外籍居民

敬请注意!

若您延长了在留期间...  
您需要变更个人编号卡上的  
记载事项

(※) 印有个人面部照片、塑料制搭载IC芯片的卡片。

⚠ 请您在个人编号卡的有效期内，前往市区町村的服务窗口办理延长手续，否则该卡将失效。



个人编号卡（申报制、塑料制搭载IC芯片、附带照片、具有有效期）

由于在留期间的更新许可等原因导致在留有效期发生变更时，并不会自动反映到个人编号卡。已持有个人编号卡的外籍居民需前往居住地所在市区町村窗口办理相关的变更手续。

若您的“住所”或在留卡上的“姓名”等内容发生变更，也请于14日内前往市区町村的窗口办理个人编号卡的相关变更手续。

【若您即将申请个人编号卡】

若您即将于近期提交变更在留有效期或在留资格种类等的申请，请于得出变更结果（在留有效期完成变更）后再提交个人编号卡的申请。

如有疑问请参阅此处

★个人编号卡综合咨询电话（免费拨打）

（支持语种：英语・汉语・韩语・西班牙语・葡萄牙语）

■ 有关个人编号卡（失窃、遗失所致的暂停使用）的相关咨询

■ 有关个人编号卡制度的咨询热线

0120-0178-27

0120-0178-26

★个人编号卡制度的相关网页

WEB

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

移动终端二维码 →

英语、汉语、韩语等，共26种语言可供选择。



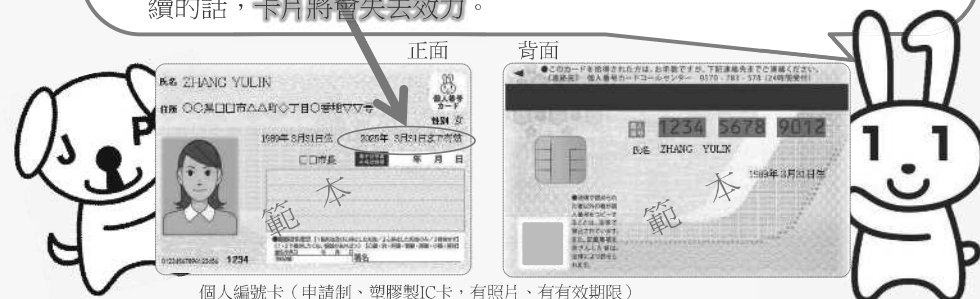
# 持有个人编号卡的外國居住者們

請注意!

居留期間延長的情況下...  
需要變更個人編號卡  
的卡片記載事項

(※) 指塑膠製且有照片的IC卡。

⚠ 個人編號卡的有效期限到期前，如果不去市區町村的櫃檯辦理延長手續的話，卡片將會失去效力。



個人編號卡（申請制、塑膠製IC卡，有照片、有有效期限）

居留期間的更新許可等、居留期間有所變更的情況下，變更的情報不會自動反映在個人編號卡上。已經擁有個人編號卡的人士請到住處的市區町村櫃檯辦理更新手續。

「住址」及在留卡上的「姓名」等有所變更時，請在14天內到市區町村的櫃檯辦理關於個人編號卡的手續。

【即將要申請個人編號卡的人士】

近日準備更新居留期間或居留資格的人，請在更新之後（居留期限變更後）再申請個人編號卡。

如有不明白之處請撥打以下電話

★個人編號綜合免費電話（免通話費）

（支援英文・中文・韓文・西班牙文・葡萄牙文）

■ 個人編號卡（包含遺竊・遺失等暫停使用）的詢問

■ 有關個人編號卡制度的詢問

0120-0178-27

0120-0178-26

★個人編號卡制度相關網站

WEB

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

手機版的QR碼 →

有英文、中文、韓文等...26種語言說明。



【受理時間】工作日9:30~20:00、节假日9:30~17:30（年初年末除外。）  
※24小時365天接受個人編號卡遺失、失竊等所致的暫停使用的相关問題。

【受理時間】工作日9:30~20:00、六日及假日9:30~17:30（年初年末除外。）  
※關於個人編號卡的遺失、遺竊等暫停使用，365天24小時全天候應對



# 顔認証マイナンバーカード

## (暗証番号の設定が不要なカード) のご案内

### 顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

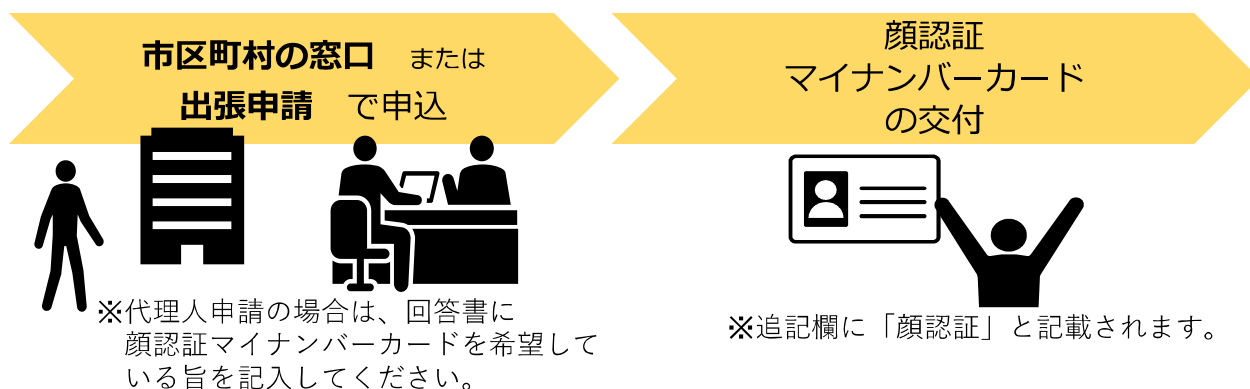
### ○申請できる方

#### 希望される方(代理による手続も可能)

マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

### ○取得の方法

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。



### ○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

#### ○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用 (※)
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対応予定

ポイント  
顔写真入りのため  
悪用は困難

#### ✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導
- ・その他のオンライン手続などの暗証番号の入力が  
必要なサービス

ポイント  
暗証番号管理の  
不安が無くなる

聴覚障がい者専用お問い合わせFAX用紙

◎必要事項を記入し、**FAX:0120-601-785** まで送信してください。

返信先のFAX番号を記入してください

ご連絡先FAX番号

下記の1、2のうち、お問合せ内容に応じて、どちらかに○をつけて下さい

**1. マイナンバー制度、通知カード、マイナンバーカードに関するご質問**

**2. マイナンバーカードの一時停止処理のご依頼**

注：お問合せが1の場合、2以降の項目と個人情報の記入は不要です

**1. マイナンバー制度、カードに関するご質問を記入して下さい**

**2. マイナンバーカード 一時停止処理のお問い合わせ専用**

マイナンバーカードの一時停止処理をご希望の方は以下項目を漏れ無く記載してください。

記載の抜け・漏れがある場合、一時停止処理が行えません。

また、各項目はマイナンバーカードに記載のものと一致する内容を記入してください。

氏名			
FAX送信者	本人・家族（氏名： _____ ） その他（氏名： _____ ）		
住所			
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日
		性別	男 ・ 女
一時停止 処理理由			

◎FAXでのお問い合わせは聴覚障がい者の方のみ利用可能です。

◎個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。